

【R7 大宮国道一般交通量調査業務】

評価項目	評価の着目点 判断基準	評価の ウエイト
参加表明者の経験及び能力		
資格要件		
技術部門登録 (様式-2) ① 測量業者登録がある機関		数値化 しない
業務経験		
業務実績 (様式-2) 同種又は類似業務実績を以下の順位で評価する。 ① 同種業務の実績がある。 ② 類似業務の実績がある。 設計共同体については、実績がない者が含まれる場合は指名しない。 記載する業務は1件（設計共同体の場合はそれぞれの者について1件）とする。	① 15 ② 8	
入札説明書（共通事項）4. (2) 1) ア) a) ~d) に該当する業務の場合は指名しない。 設計共同体の場合は、上記に該当する者が含まれる場合は指名しない。		—
専門技術力		
業務成績 入札説明書（共通事項）4. (5) 2) ア) に示す実績の平均業務評定点等を以下の順位で評価する。 なお、評価対象業務の業種区分は4. (1) 1) ア) に限る。 評価対象の優先順位は以下のとおりとし、優先順位の高い実績がありながら、優先順位の低い実績で参加しようとした場合は加点しない。 また、複数の実績で参加しようとした場合についても加点しない。 1) 国交省等発注の実績 2) 地方自治体等の受注実績を評価する試行 なお、上記2) の実績により評価を行う場合は③と評価し加点するが、1) 又は2) の実績がない場合は⑥として評価し、加点しない。 ① 80点以上 ② 79点以上80点未満 ③ 78点以上79点未満 ④ 77点以上78点未満 ⑤ 76点以上77点未満 ⑥ 60点以上76点未満	① 30 ② 24 ③ 18 ④ 12 ⑤ 6 ⑥ 0	
優良表彰 (様式-2) 入札説明書（共通事項）4. (5) 2) イ) に示す優良業務表彰の実績がある者を以下の順位で評価する。 なお、評価対象業務の業種区分は4. (1) 1) ア) に限る。 ① 関東地方整備局発注業務で、優良業務表彰「局長表彰」を受けた経験がある者。 ② 関東地方整備局発注業務で優良業務表彰「部長表彰」または「事務所長表彰」を受けた経験がある者。 ③ インフラDX大賞（工事・業務分野における国土交通大臣賞、優秀賞）を受けた経験がある者。 ④ 関東インフラDX大賞（局長）を受けた経験があるもの。 ⑤ 関東インフラDX大賞（事務所長）を受けた経験があるもの。 ⑥ 上記以外	① 5 ② 3 ③ 3 ④ 2 ⑤ 1 ⑥ 0	

【R7 大宮国道一般交通量調査業務】

評価項目	評価の着目点 判断基準	評価の ウエイト
主任技術者の経験及び能力		
資格要件		
技術者資格	(様式－3) 技術者資格を以下の項目で評価する。 ①技術士（総合技術監理部門；建設部門関連科目） ②技術士（建設部門） ③国土交通省登録技術者資格（施設分野：道路—業務：計画） ④RCCM（上記③を除く） ⑤土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）（上記③を除く） ⑥測量士 上記以外の場合は選定しない。	数値化 しない
継続教育取組実績		
CPDの取得状況	(様式－3) CPDの取得状況について以下の項目で評価する。 ① 建設系CPD協議会の構成団体若しくは測量系CPD協議会が発行する継続教育(CPD)の登録証明書等が有り、かつ建設系CPD協議会の各構成団体若しくは測量系CPD協議会が推奨する単位を満たしている者。 ② 上記以外	① 5 ② 0
業務経験		
業務実績	(様式－3) 同種又は類似業務の実績等を以下の項目で評価する。 ①・同種業務の実績を有する者。 ・同種業務に関する「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」による実績の認定を受けた者。 ②・類似業務の実績を有する者。 ・類似業務に関する「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」による実績の認定を受けた者。 但し、入札説明書（共通事項）4.(2)2)イ)但し書きに記載の業務は、実績として認めない。	① 10 ② 5
専門技術力		
業務成績	入札説明書（共通事項）4.(5)2)ア)に示す実績の平均技術者評定点等を以下の順位で評価する。 評価対象の優先順位は以下のとおりとし、優先順位の高い実績がありながら、優先順位の低い実績で参加しようとした場合は加点しない。 また、複数の実績で参加しようとした場合についても加点しない。 1) 国交省等発注の実績 2) 地方自治体等の受注実績を評価する試行 なお、上記2)の実績により評価を行う場合は③と評価し加点するが、1)又は2)の実績がない場合は⑥として評価し、加点しない。 ① 80点以上 ② 79点以上80点未満 ③ 78点以上79点未満 ④ 77点以上78点未満 ⑤ 76点以上77点未満 ⑥ 60点以上76点未満	① 30 ② 24 ③ 18 ④ 12 ⑤ 6 ⑥ 0

【R7 大宮国道一般交通量調査業務】

評価項目		評価のウエイト
評価の着目点	判断基準	
	<p>令和5年度に完了した業務について、担当した国交省等発注業務（建築関係建設コンサルタント業務、補償関係コンサルタント業務及び港湾空港関係を除く）の平均技術者評定点に60点未満がある場合は評価点を減ずる。</p> <p>なお、職務上従事した立場は、管理（主任）技術者又は担当技術者とする。</p>	—5
	<p>優良表彰</p> <p>(様式－3)</p> <p>入札説明書（共通事項）4.（5）2)イ)に示す優秀技術者表彰又は優良業務表彰等の実績がある者を以下の順位で評価する。</p> <p>なお、評価対象業務の業種区分は4.（1）1)ア)に限る。</p> <p>① · 関東地方整備局発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰を、局長より受けた経験がある者。 · 海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣賞を受けた経験がある者。</p> <p>② · 関東地方整備局発注業務で、優秀技術者表彰又は優良業務表彰を、部長または事務所長より受けた経験がある者。 · 海外インフラプロジェクト優秀技術者 国土交通大臣奨励賞を受けた経験がある者。</p>	① 5 ② 3
評価項目		技術点
評価の着目点	判断基準	
工程計画・その他（様式－8）		50
<p>工程計画</p> <p>業務量の把握状況を示す工程計画が記載されていれば評価する。</p>		
<p>その他【成果物の品質を確保するための計画】</p> <p>妥当性があれば評価する。</p>		50
<p>仕様の内容を超えるような記載がある場合は、加点しない。</p> <p>以下の場合は技術提案書を無効とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> · 件名が異なる場合 · 工程計画、その他（成果物の品質を確保するための計画）の2項目のうち、いずれか又は両方の記載が無い · A4版1枚を超える記載である · 記載内容が仕様と異なる（他の業務と見受けられる） · 明らかな法令違反と見受けられる記載がある · 未提出である 		—
賃上げの実施に関する評価		
	<p>入札説明書（共通事項）17.（6）に示す賃上げの実施について、以下のいずれかで評価する。</p> <p>① · 入札説明書（共通事項）17.（6）1)を満たす賃上げ表明書を提出している。</p> <p>② · 上記以外</p>	① 1 ② 0

樣式 - 2

予定価格	105,310,000	(消費税抜き)
調査基準価格	84,820,000	(消費税抜き)
価格点の満点	60	

入札調書(総合評価落札方式)

- | | |
|----------|------------------|
| 1. 件名 | R7大宮国道一般交通量調査業務 |
| 2. 所属事務所 | 大宮国道事務所 |
| 3. 入札日時 | 令和7年4月16日 10:30~ |

※「技術評価点の内訳」の各項目の評価点は小数第2位を切り捨てて算出しているため、各項目の和に「履行確実性度」に係る係数を乗じたて求めた値と、技術評価点合計(A)の値は合致しません。

※評価値(A) + (B)は、端数処理を行う前の技術評価点と価格評価点の和に対し、少数第5位以下を切り捨てて算出しているため、技術評価点合計(A) + 価格評価点(B)と合致しない場合があります。

入札金額は、入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額である。